

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	第6回(令和2年度第2回)東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会				
開催日時	令和3年3月26日(金)午後6時00分～午後7時15分				
開催場所	いきいきプラザ3階 マルチメディアホール				
出席者及び欠席者	●出席者: (委員)井原会長、関職務代理(リモート参加)、長谷川委員、千葉委員、永田委員、加藤委員、清水委員  (市事務局)【児童課】 吉原課長、竹内課長補佐、竹内副主幹、小林主事、松崎秋津児童館長 【子ども政策課】 上野主査、神原主事  ●欠席者: (委員)なし				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 2名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 審議 (1) 児童館・児童クラブの運営等について(継続審議) 4. その他 5. 閉会				
問い合わせ先	担 当: 子ども家庭部児童課 電 話 番 号: 042-393-5111(内線3174) ファックス番号: 042-394-7399				
会 議 経 過					
1. 開会  2. 事務連絡 ・会議の成立の確認 ・会議資料等の確認 (「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会の傍聴に関する定め」の規定に基づき、 <u>当日資料</u> 「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会提言書(案)(第3章 一部のみ抜粋)」について、傍聴者より会議終了後の回収を決定) ・会議公開の可否の確認 (公開可と決定し、いきいきプラザ3階情報研修室におけるリモート傍聴を実施)					

### 3. 審議

#### (1) 児童館・児童クラブの運営等について（継続審議）

##### ○会長

前回12月の会議では、「児童館の役割」に特化した委員各位からの意見をもとに、具体的な「提言書」の作成に向けた案文づくりの議論を行った。その際の意見等を事務局にて反映したのがお手元の「提言書（案）」6ページから8ページである。

内容について、修正・追記の必要があれば、具体的な修正案文について意見をいただきたい。

##### ○A委員

中高生世代の子どもたちが親の介護等を担っているような場合がある。そういった子どもたちの潜在化したニーズについても触れていきたい。

##### ○会長

子どもたちの潜在化したニーズについて、児童館の担う役割として考える場合、提言書のどの部分に含めるかどうか検討が必要である。例えば、子どもが家庭内で介護の役割を担っている他、親がメンタル等の問題を抱え、その対応に迫られている場合がある。児童館がそういう子どもたちの居場所になっていくことが求められるのではないか。

##### ○A委員

居場所というよりは、相談できる場所がないという当事者たちの声もあるという。当事者の声を拾っていく必要があるのではないか。

##### ○会長

8ページの「安心・安全な居場所の提供」という項目に、「配慮が必要な子どもや特別なニーズのある子ども」という表記がある。障害がある子どもの他、外国にルーツを持つ子どもも含めた表記になっており、広く捉えて子どもの居場所としたことから、ここに含めるのが良いと思う。ただ、居場所だけではなく、相談も含めた対応が必要ということはこれまでも議論してきた。枠組みとしては、この項目として、「安心・安全な居場所となるよう、子どもたちの声を聴きながら、その機能についてはさらに充実していくことが肝要である。」旨の文案とし、相談や子どもの思いをしっかりと受け止めて児童館の役割を発揮し、さらに、専門的な支援が必要であれば、これまでの議論があったように専門的な機関に繋げていくということで、いかがか。

～一同異議なし～

##### ○会長

それでは、ただ今の追記等を行った上で現時点での文案とし、今後、議論をしていく中で、追記等の必要があれば修正していくこととしたい。

続いて、本日の本題である「児童クラブの役割」について、前回と同様、あらかじめ個別ヒアリングによりいただいた意見を資料1として配付するので、議論の参考にしていきたい。

また、それらの委員意見などを踏まえ、事務局に「児童クラブの役割」に関する議論のたたき台となる「提言書（案）」の作成を指示した。本日は、13ページから14

ページにある具体的な案文について、こうした記載でよいか、修正が必要か、13ページの(1)から順に確認していきたい。まずは事務局よりこの資料について説明願いたい。

～ 事務局 資料説明 ～

○会長

事務局より議論のポイントとなる点などについて説明してもらった。具体的な修正や追記が必要な点があれば、具体的にどのように表記するかも含めて意見を願いたい。なお、「児童クラブの役割」に関する案文の内容については、必ずしも本日中にすべてを集約・決定する必要はないが、内容については委員間で一定の合意を図りたい。事前に提出された意見には、医療的ケア児に関する意見が多かったように思う。

○B委員

市内保育園では既に医療的ケア児の受け入れを行っており、数年後には児童クラブに通うことも考えられる。検討会として提言することで、保護者が安心すると思う。医療的ケアについては、いろいろなパターンがある。必ずしも、専門職の配置でなくても良いと思うが、経管栄養やたんの吸引等を考えると専門職の配置をすることで、子どもだけでなく、保護者も安心すると思う。また、児童クラブ全体で見てもプラスになると思うので、今後是非検討してほしい。

○会長

先ほど、児童館の議論の際にも触れたように、児童クラブの役割の中でも「特別なニーズのある子ども」や「配慮が必要な子ども」について、もう少し触れてもいいと思う。現時点では、医療的ケア児に特化した表現になっているが、配慮が必要な子どもは医療的ケア児だけに限られない。「医療的ケア児等の配慮が必要な子ども」としてしまうと医療的ケア児に特化したイメージになりがちのため、障害や外国にルーツのある子どもも含める必要があると考える。

○B委員

事務局に確認したいが、保育園ではケアが必要な子どもに対しては職員の加配がされているが、児童クラブでは加配等の対応はされているのか。

○児童課長

児童クラブにおいても、2～3名の障害児等の配慮が必要な児童に対して1名程度の指導員の加配をしているが、今、議論いただいている内容としては、経管栄養やたんの吸引等、状態として必ずしも軽くない子どもに対するケアに備えるという趣旨だと認識している。これまでの考え方を踏まえ、今後そうした対応を取らせていただくか否かも含めて、ご提案いただいた内容に基づいて、将来的に検討させていただくことになると思う。

○A委員

医療的ケア児についての続きになるが、希望する施設があった場合、事前にその施設が子どもに適しているのか相談できることが必要であると考え。受け入れ体制の強化とともに、そういった子どもにとって最適な環境であるか否かを検討することが

必要なのではないか。

○会長

それは、入所前のということによろしいか。

○A委員

入所前、入所後の相談になるのか、そこも含めて、子どもの状態や集団生活の経験等を踏まえて、成長してからの子どもの状況なども考えて、どの時期に児童クラブに入所するのが適切であるのか、きちんと相談した上で進めていくことが必要であると考えてる。

○会長

それでは、13ページ(2)の「子どもの健やかな育ちに向けた支援」の1段落目、「保護者と指導員がともに協働して…」という箇所がある。その次に、「就学前に利用していた施設等の情報共有を行い、縦のラインを繋げていくことも検討すべき」旨の記載するのはいかがか。実際に通所している小学生現在と、それ以前からの情報共有を図りながら、健やかな育ちに向けて支援していくために、事前相談を含めて、受け入れ側の準備を整える記載を加える。いわゆる、縦の連携と言われるものである。

ここで、質問をしたい。C委員、F委員からの意見の中に統一的なマニュアルという言葉があり、それは14ページの(3)「児童クラブ全体のサービス水準の維持・向上」のところに該当するものかと思う。現在、29ヶ所ある児童クラブ個々の違いをどのように考えるのか、もちろん事業所や地域によって違いがあって良いとは思っている。ここでは「向上させていく」と書かれているが、最低限どのポイントをどのように確保していくのか、「標準ライン」をどのように定めるのか、意見があればお聞かせ願いたい。「マニュアル」とはそのような趣旨であると受け取ったがいかがか。

○C委員

個人的な経験になるが、指導員として配属された児童クラブではマニュアルが必ずしも十分ではないということがあった。もちろん、仕事をしながら指導してもらいながら覚える部分も多いが、保育に係る業務全般に加え、アレルギーの確認や事務作業など、勤務している間に指導員の仕事がどんどん増えていった印象がある。13ページで「保護者との信頼関係を構築していく中で」という記述があり、確かに保護者と指導員の間での情報共有は大切であるが、現実にはそこまでの対応が困難なケースもある。先ほども話に出たように、障害がなくても手のかかる子どもや、一瞬目を離した隙にけんかになってしまうというケースもある。そのような中で、どこまでが指導員の役割なのか。保育だけではない一日の生活スタイルや、遊び場の大小などその児童クラブごとの特性があるので、完全に統一したマニュアルにはならない面もあるが、ある程度マニュアルを施設ごとに置いておくと良いのではないか。

○会長

マニュアルづくりというより、どのように支援の継続性を確保していくということか。それでは、14ページの「チェック機能は「公」の立場で担いつつ、サービスの継続性を担保することと併せて、水準の維持向上を図る必要がある」旨の記載としてはどうか。

#### ○児童課長

補足説明したい。当市では放課後児童支援員の業務に関する統一的な考え方や進め方を記載したハンドブックを作成・活用している。こうした取り組みの一つ一つが先ほどから話に出ている「標準ライン」、いわゆるスタンダードに寄与するものになると考えている。ハンドブックも職員の間で議論して作り上げたもので、適宜更新もしている。

継続性ということについては、そういった取り組みとの兼ね合いで、十分に担保する努力をし、日々それをブラッシュアップしていくことが必要であると考えている。また、先ほど会長の話にもあったように、29施設の違いをどのように捉えていくかであるが、各施設で異なることが、即ち「悪い」ということでは決してなく、スタンダードな水準の上に、各施設の独自性があるということは一定程度許容されるべきものと考えており、そのように進めている。

#### ○D委員

まず、医療的なケアはとても重要だと思うが、全ての児童クラブでこれに対応することは中々難しいものとする。他市の保育園の事例では、医療的なケアに対応する施設は1箇所、そこへ通ってもらうようにしている。集中と選択が必要で、提言書に書くことは重要だが、全ての児童クラブで医療的ケアを実施することは実際には難しい面があるのではないかと考えるので、この提言を受けた後の段階で、市として拠点型のような形での運用も検討してはどうか。

次に、13ページ(2)「子どもの健やかな育ちにむけた支援」の部分で、保護者と指導員が協働して環境づくりをする時に、保育園の情報を共有するとの提案もあったが、義務教育である小学校自体が保育園の情報を共有しているのか。また、保育園に通っていない子どももいるため、一概に保育園の情報を児童クラブが共有できるとは思えないのだが、その部分についてはいかがか。

#### ○会長

保育園に関しては、小学校に上がる段階で保育園から児童票のようなものをまとめて、申し送りの形で繋いでいる。幼稚園についてはどうか。

#### ○児童課長

幼稚園についても、基本的には同様の仕組みがあるものと承知している。

#### ○会長

それは児童クラブに対してということではなく、学校に対してということで良いか。

#### ○児童課長

その通りである。

#### ○D委員

0～6歳の子どもは、全員が保育園や幼稚園に通っているわけではない。自宅で保育している場合もあるので、その差があるのではと懸念する。既に小学校で入学前の情報が共有されているのであれば、児童クラブにおいても育成に励んでもらうのは必要であるとする。

次に、14ページの内容も含むが、指導員がどれだけの役割を担うのかについてだ

が、スタンダード基準に加え民間企業の面白みを入れてくるとなると、自治体で指定管理に出す際には、仕様書の中で最低基準を定めた上で、「これから先は民間の工夫で！」という形で、ベーシックな部分とプラスアルファの部分について提案を受けて事業者を決定すると思われる。また、指導マニュアルを持っていることを条件として選定しているところが多いのではないかと思うので、事業者決定の前に指導マニュアル等もチェックすることで、その企業の特色や指導力についても最初から確認できるのではないかと考える。自治体では、契約時のチェック体制を整えてもらえたらと思う。

また、児童クラブ指導員は勤務時間が限られた職種であり、人材確保の面で必ずしも十分な確保に繋がらない場合はあると思う。あれもこれもと期待するのではなく、水準としてこれだけはやって欲しいという部分を押さえる必要があるのではないか。公費も潤沢な訳ではないため、現実的に考えて、児童クラブだけで子どもたちの育成に当たるものと思いきわずに、地域や家庭、図書館などの社会教育機関もあるので、様々な資源を活用して子どもたちの健全育成を図ることが必要である。提言書の中で児童クラブばかりに過度な期待を込めるような文面にはすべきではないものと考え

#### ○会長

選定段階でのチェック機能をしっかり果たすというところで、14ページ(3)に「チェック機能は「公」の立場で担いつつ」という文面はあるが、そのチェック機能の内容を加筆するのはいかがか。

#### ○D委員

「絶対に必要」と考える基準を自治体が持っているか否かである。プラスアルファで民間企業のノウハウを活かしていく形になるので、自治体としての東村山市がしっかりとベーシックな基準を持っておく必要がある。指定管理に出す以上、地域差や企業差があるのは当然のことで、だからこそ民間企業が工夫しようとする。それを上手く引き出す仕様書が指定管理やPPP(官民連携)の場合にはとても重要である。全ての事業者が同じことが出来るということでは競争にならない。自治体としては、「最低ここまで」、「ここから先は各企業の競争で様々なものを提案するように！」ということがしっかりと見える仕様書を作ることが今後重要になると思うので、提言書にはそういった趣旨を入れてもらいたい。

#### ○会長

先ほどD委員から発言のあった社会教育機関のことについて、E委員からもこれまで何度か発言があったかと思うので、考えをお聞かせ願いたい。

#### ○E委員

様々な障害のある子どもたちを受け入れていくという方向性は素晴らしいと思うが、一概に障害児がいるから指導員を1名増やせばいいというような安易な考えは不適切だと考える。ひとりひとりの子どもにあった体制を整えなければ、様々な事故につながる可能性も多いのではないか。受け入れたいが一方で安易には受け入れられないという思いがある。

もう一つは、障害のある子どもも、そうでない子どもも、出来るだけ多くの接触や同じ活動が出来るよう、様々な体制を整えられたらと思う。難しいことだとは思いますが、

そういったことがないと障害のある子どもにとって、素晴らしい場所にはならないと考える。

また、児童クラブを規則で縛ったり、強制することが増え過ぎてしまえば、子どもたちにとっては単なる学校の延長になってしまう。また、あれもこれもやらせようとすると学習塾や習い事と変わらない。学校という場が終わって、放課後はある程度子どもたちは解放された状態である。けんかや悪ふざけなどもある程度認めてあげられるような組織にしていく必要があるのではないかと。児童クラブで何かをやらなければならないということで、通所を拒否する子どももいる。

子どもたちがやりたいことをやれる場所、時には投げ出しても良い場所、大人にとって都合の良い子ではなく、子どもたちのありのままの姿を受け入れて、伸び伸びと好きなことをやって過ごせる場所にできないかと考える。

## ○会長

二点ほど整理したい。一点目は、障害のある子どもについてである。東村山市の事例ということではないが、児童クラブの中には加配をしてその加配職員とマンツーマンのような形になり、集団生活になかなか参加できない、させていないというケースもあると聞いている。保育する場所は同じでも、活動は別ということであり、それでは学童保育として意味がない。子どもたちが集団生活を送れるように、子どもたちの必要性に応じて、集団と個を繋いでいく「合理的配慮」が必要である旨を提言に入れていきたい。

二点目は、児童クラブは子どもたちが自由に過ごせる「放課後」の場所であること、家庭に代わる安心・安全な場所の提供という役割とともに、子どもたちにとっては家庭や学校では発揮できない自由な時間を過ごす場所でもあることを鑑み、「主体性を発揮する」あるいは「主体性を確保する」という文言を入れていきたい。この主体性とは、何かをやるという活動的な意味合いだけではなく、やらない、何もしないということもある種の主体性の発揮になると考えるので、「主体性を確保する活動を提供する」ということも文面として入れていきたい。

また、14ページの(3)「児童クラブ全体のサービス水準の維持・向上」のところ、サービス水準の確保はもちろん「公」が担う部分だが、子どもたち自身がその水準づくりに関与できるような仕組みがあっても良いと考える。それは、子どもたちの力量だけでなく、支援者側の力量も試されることになる。どれだけ子どもたちの意見を聞き取って運営に反映できるかということである。それを市としてどのように受け止めていくのか。日々の生活の主体性の確保だけでなく、運営についても子どもたちが参画できるような仕組みづくりを検討しても良いのではないかと。これは児童館についても同様の考えである。

次に、D委員から発言があったが、民間事業者が指定管理者の指定を受ける場合、やはり特徴的なことで競い合うことになると思われる。その特色を發揮してもらいたいのはもちろんのことであり、それがなければ指定管理者を公募する意味がない。ただ、指定管理で競ってもらおうと、事業者による違いを全面に出すことで、安心していただける場所というコアの部分の部分が隠れてしまうのではないかと。多様なプログラムがあることが即ち良いことであるというような、そういった部分に傾斜してしまいがちになるので、特徴的な面は踏まえつつ、子どもたちにとっての安心・安全の居場所になるという基礎的な部分もしっかりと押さえてもらいたい。これは、D委員が発言した、選定段階での「公」のチェック機能でどのように發揮するかという部分であるかと思う。指定管理に出す上で、各事業者の特色を捉えることと、基礎的な部分をしっかりと

と押さえるということである。

D委員に伺う。指定管理者の変更の際、どのように継続性を担保するのか、良い事例があればご教示願いたい。

#### ○D委員

契約をする際には、通常契約の満了する例えば一年程前から、どのように次の事業者へ引き継ぐか市と協議し、引き継ぎ内容を確認するものである。PPP（官民連携）の中で、どの自治体にもそういったノウハウがまだまだ定着していないのではないかと。どのように次の事業者へ継続させていくのか、文書で作る必要がある。最初の契約時の仕様書の中に、引き継ぎマニュアルを作るという内容が記載されていなければならない。東村山市はそのような仕様書になっているか。

#### ○事務局

引き継ぎについての文言は仕様書に入っているが、期間や引き継ぎ文書をどのように作るかまでの詳細は定めていない。

#### ○D委員

民間事業者の工夫の部分は引き継ぐ必要はない。本来東村山市が必ずやってもらいたい基礎的な部分、スタンダードにしてきた部分を引き継がせるのである。民間の個性はそれぞれに競って特色を出せばよく、引き継ぐ必要はない。その部分の契約の考え方を理論的に持つということが重要である。特に民間委託が進んでくれば、最初の仕様書づくりが最も重要になってくる。民間事業者も事業者生命をかけて事業提案している訳で、公の立場だからといって急に事業実施を認めないと言われたら経営が成り立たなくなってしまう。そうならないように、互いにしっかりと契約を結ぶことが今後とても重要になってくる。14ページ(3)にそのようなニュアンスが出れば良いと思う。先ほどから話に出ている質の確保は、民間の質の確保ではない。自治体がどこまで最低限のサービスマニュアルを持っているかである。その部分が読めるように提言書にも書いてあると良いのではないかと。

#### ○会長

第二野火止児童クラブが現在3年度目を迎えているということで、東村山市の児童クラブについて民間の活用が始まった段階であり、今後積極的な民間の活用も含めて提言をしていくわけだが、新たに契約することや、その更新を見越しながらどのように準備していくかということである。D委員が発言したように仕様書段階でのサービス水準の確保について、市がどのように考えていくのか、そこをしっかりと詰めていく必要がある。それを提言書の文面にしっかりと記載していくということで良いか。

#### ○D委員

それがとても重要なので、ぜひ記載を検討してもらいたい。

#### ○会長

全体を通して、F委員はいかがか。

#### ○F委員

基本的には、この提言書(案)は良く出来ていると考えている。



## ○会長

それでは、事務局でしっかりと議論の内容を確認し、提言書（案）に反映させてもらいたい。民間を活用していくということは、行政側の力量も試されている。このことを今後しっかりと、行政としてどう考えていくか、詰めていく必要がある。また、保護者や地域との関係を含めて、書き加えてもらう部分が出てきたかと思う。

次回会議でも引き続き、具体的な「提言書」の作成に向けた案文づくりにつながる議論・検討を進めていくことになる。コロナ禍の影響から会議や議論の進行に試行錯誤した一年だったが、委員には今しばらく提言書の完成に向けた議論をお願いしたい。

次の具体的なテーマとしては、「児童クラブ」と「児童館」の関係を踏まえた議論になるものと思うが、年度明け以降、議論につながる委員からの事前の意見収集を事務局に行ってもらうため、引き続き協力をお願いする。

## 4. その他

### ○児童課長

最後の議論で、スタンダードという部分について多くの意見をいただいた。特に本市においては、スタンダードということについて以前から非常に重要視しており、市としてどういうサービスを提供していくのか、かねてから保護者団体との間で様々な意見交換をしたことがベースにあり、それをスタンダードとしている経緯がある。こういったものを基本にしながら、民間の力を活用して、プラスアルファの部分を重ねていくという対応が大切であると考えている。それを本日の議論でも改めて確認できたかと思う。

会長からも話があった通り、コロナ禍の現状から今年度は例年と比べ、会議回数を確保できなかった分、委員個別に事前の綿密な意見収集を行わせていただいた。皆さまには大変なお手間をおかけしたが、平常時に会議を開催するのと同様か、ともすれば平常時の開催より充実したやり取りを行うことができたのではないかと考えており、何名かの委員にはそのようにご評価いただいた。

当初想定外のコロナ禍の影響により、再度年度をまたいでの議論をいただくこととなったが、提言書の取りまとめに向け引き続きご協力をお願いしたい。

次回、第7回目の会議の開催時期については、現時点では定めていないが、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえたうえで、会長と調整していきたい。

## 5. 閉会